

## 役員等の報酬等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人ひかり会（以下「法人」という。）定款第21条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規則において、役員等とは、理事及び監事という。（以下「役員」という。）

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等の支給)

第3条 役員が理事会・評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、これを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、これを支払わないものとする。

3 会議に出席するための交通費等の費用弁償は、利用する交通手段の種類にかかわらず、支給しない。

(役員および評議員の業務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会異議の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 業務執行理事の業務内容については、別表2により定め、報酬を支払うことができる。

3 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または、評議員が評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は別表3により報酬を支払うことができる。

5 法人の施設内での会議及び業務執行に係る交通費等の費用弁償は、利用する交通手段の種類にかかわらず、支給しない。

(苦情対応第三者委員の業務報酬等)

第5条 苦情対応第三者委員が、法人及び施設に係る苦情対応の業務に従事したときは、別表3により報酬を支払うことができる。

2 費用弁償の額は、利用する交通手段の種類にかかわらず、支給しない。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人の業務のため、又は、苦情対応第三者委員が、苦情対応の業務

のために出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員、評議員、苦情対応第三者委員に対する報酬等の支給時期は、毎月28日とする。ただし、その日が休日にあたる場合は、前日に支払うこととする。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給することができる。

(適用を除外する役員等)

第8条 次の役員及び評議員は、この規定を適用しない。

- (1) 当法人の職員である者
- (2) 公務員である者

(公表)

第9条 法人は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

平成30年5月28日改定

別表1 (第3条関係)

名 称		報 酬 額
理事会出席報酬	理事長	日額 5,000円
	理事	日額 3,000円
評議員会出席報酬	理事長	日額 5,000円
	評議員	日額 3,000円

別表2 (第4条第2項関係)

業務執行理事 業務内容	①児童養護施設守山学園 施設長 へ助言、指導 ②定例の会議への出席 ③その他緊急時の対応 ④出勤日数 月4回
報酬額	月額 35,000円

別表3 (第4条第3項第4項・第5条関係)

名 称	報 酬 額
理事長	日額 8,000円
理事及び評議員	日額 5,000円
監 事	日額 5,000円
苦情対応第三者委員	日額 5,000円

別表4 (第6条関係)

旅 費	宿泊費	報 酬	その他
実費	実費	日額 5,000円	実費